

奈良県における青少年非行研究ノート

池 田 一 郎*

A Research Note on Juvenile Delinquency in Nara Prefecture

Ichiro IKEDA

(1978年9月28日受理)

前稿で中等教育の歪みをもたらした低学歴者層が頻繁な転職と離職を繰り返しながら遂に非行に走る傾向が強いことを現代教育のもつ病理性を中心として述べた¹⁾。本稿では奈良県における青少年非行の発生状況を取りあげて、急激に都市化しつつある本県の青少年の行動の実態について社会病理と家族病理の面からの検討資料としたい。

最近の全国的傾向と同様に本県においても顕著にみられるのは遊び型としての非行、非行の低年齢層での増加、都市部における非行発生率の増加である。

(1) 遊び型非行

奈良県における昭年52年度の刑法犯少年総数は警察本部の統計によれば890人で、これを罪種別にみれば窃盗が773人で刑法犯の86.9%を占めており、万引、オートバイ盗、自転車盗がその大部分である。成人をふくむ窃盗犯罪者1,631人のなかで少年の占める割合は47.4%であり、前年度よりは下降したとはいえ年々上昇しつづけて来た。これを過去10年間の推移でみれば次のようになる²⁾。

第1表 奈良県における遊び型非行

| 年 度 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 総 数 | 557 | 755 | 884 | 710 | 699 | 968 | 746 | 856 | 1,066 | 890 |
| 指 数 | 100 | 136 | 159 | 127 | 125 | 174 | 134 | 154 | 191 | 160 |

(奈良県警, 昭52)

これを全国統計³⁾と比較すれば本県の上昇率はかなり高くなっている。

第2表 全国における非行発生率

| 年 度 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総 数 | 71,806 | 76,148 | 85,068 | 85,855 | 87,295 |
| 指 数 | 100 | 102 | 118 | 120 | 122 |

(警察庁, 昭52)

さらに学職別についてみても全国、本県とも有職少年、無職少年は横ばい状態ないし減少傾向にあるのに対して、中学生、高等学校生は増加の傾向にある。

* 社会科学研究室

中学、高等学校生に多い窃盗犯が享楽型化したとされるのは、本来は貧困や家庭状況の劣悪さからきた窃盗行為が、普通及びそれ以上の生活程度の家が大部分を占めていることからである。

犯罪白書によって高度経済成長時代から不況のかけりをみせ始めた20年間の推移を追ってみても貧困を原因とした非行は減少し、富裕、普通の階が増加している⁴⁾。

第3表 経済状況と非行青少年

| 年次 | 総数 | 富裕 | 普通 | 貧困 | 要扶助 |
|-----|--------------------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 30年 | 116,976 (100.0) | 972 (0.8) | 34,838 (29.8) | 69,618 (59.5) | 11,548 (9.9) |
| 35年 | 141,523 (100.0) | 1,188 (0.8) | 49,395 (34.9) | 82,477 (58.3) | 8,453 (6.0) |
| 40年 | 189,794 (100.0) | 4,373 (2.3) | 36,466 (71.9) | 43,426 (22.9) | 5,529 (2.9) |
| 45年 | 94,740 (100.0) | 2,592 (2.7) | 71,998 (76.0) | 17,431 (18.4) | 2,719 (2.9) |
| 49年 | 96,023 (100.0) | 2,929 (3.1) | 79,685 (83.0) | 10,779 (11.2) | 2,630 (2.7) |

(法務省研究所, 昭52)

第4表 奈良県における非行少年の家庭状況

| | | |
|------------|------|-------|
| 普通家庭及びそれ以上 | 726人 | 81.6% |
| 低所得家庭 | 136人 | 15.3% |
| その他 | 28人 | 3.1% |

(奈良県警, 昭52)

奈良県における昭和52年度の非行少年の家庭状況をみても次の如く(第4表)と全国平均と同様の数値を示しており、Tobbyの指摘する豊かさをもたらす欠乏感⁵⁾による犯罪といえる傾向が読みとれる。

経済成長とともに貧困は追放され、階層の別なく豊かさを楽しむ現代社会では

遊び型非行は豊かであるからこそ発生する。消費財の容易な入手と、マス=コミの攻勢は豊かな社会では貧困への toleranee がなく、絶対的貧困よりも相対的貧困感⁶⁾ relative deprivation が青少年を刺激する。

現在の非行が反社会的非行と、無気力で逃避的な非社会型非行に類別して非行を説明する⁷⁾場合に青少年非行はその殆んどが後者に組み入れられるのはまさに非行の今日性である享楽型を示している。

(2) 都市部における非行率の増加

都市及びその周辺部に犯罪や非行の集中している最も大きい原因の一つにあげられるのは都市化現象⁸⁾ urbanization であるが、本県における都市部と郡部における非行発生率をみると次のようである(第5～6表)。

警察署の管轄は行政区域と必ずしも一致しないので各市町村毎の明確な比率は算出できないが、市部と郡部の人口合計による比率を求めると、市部の非行発生率17.78%、郡部のそれは6.58%となり、有為の差がみられる。

奈良県下の市部は高度経済政策とともに急激に都市化され、交通機関の至便さと高速自動車道の整備によって大阪市の衛星都市としての役割を果たすようになった典型的な地方都

第5表 市部を中心とする非行少年数

| | | |
|-------------|----|--------------|
| 市部を中心とする管轄署 | 奈良 | 3,319 (126) |
| | 生駒 | 991 (42) |
| | 郡山 | 1,379 (53) |
| | 天理 | 828 (74) |
| | 桜井 | 588 (51) |
| | 橿原 | 1,575 (155) |
| | 高田 | 2,381 (176) |
| | 御所 | 1,192 (39) |
| | 五条 | 958 (125) |
| | 計 | 13,211 (841) |

()内は女子 (奈良県警)

第6表 郡部を中心とする非行少年数

| | | |
|-------------|-----|-------------|
| 郡部を中心とする管轄署 | 大宇陀 | 530 (65) |
| | 榛原 | 384 (20) |
| | 田原本 | 480 (18) |
| | 吉野 | 470 (4) |
| | 下市 | 538 (73) |
| | 十津川 | 8 |
| | 計 | 2,410 (180) |

()内は女子 (奈良県警)

第7表 奈良県における市部と郡部の人口

| | | | | |
|-------|---------|-----|---------|--------------|
| 奈良市 | 268,324 | 桜井市 | 54,250 | 郡部総計 366,376 |
| 大和高田市 | 59,070 | 五条市 | 34,212 | |
| 大和郡山市 | 72,814 | 御所市 | 37,613 | |
| 天理市 | 63,157 | 生駒市 | 53,117 | |
| 橿原市 | 100,580 | 計 | 743,137 | |
| | | | | |

市型である。東京都府中市で行なわれた調査⁹⁾では、非行少年の居住地は中心街にやや集中しているが、全般的にむらなく府中市全域に分布しており、非行地は市内の繁華街または東京都の大盛り場であることを示している。本県においても市部中心の繁華街での非行は多いが、大阪市への流入が多いと考えられ、従って奈良県での統計では暗数となっている大阪市での非行を問題にしなければならない。

奈良市では観光都市という性格から修学旅行生徒に関する事例(被害者側、加害者側とも)もあり、非行は流入型で、他の小都市では居住地型となっている。

都市化現象¹⁰⁾に付随して考えねばならないことは非行の機動性である。前述した交通機関と道路に恵まれた本県では特に考慮しなければならないところである。補導状況をもても、ぐ犯行為をふくむ非行青少年が交通機動隊、自動車警ら隊によって補導された数が2,929人と多いこともこれを物語っている。

(3) 家庭状況と非行

過去において常に欠損家庭と非行率が問題とされたが、家庭裁判所資料によると現在では実父母のあるものは1955年に45%であったものが62%に増加しているし、奈良県においても実父母のあるものが89.7%を占めていることをみても、もはや構造的な欠損家庭が非行と関連するとはいえない。むしろ家族病理としての擬欠損家庭 quasi-broken-home をこそ問題としなければならない。

非行少年の家族は中流階級であっても親子関係では下層階級である¹¹⁾といわれるように、総体としての家族 family as whole の意識に欠け、家族の結合からくる“われわれ

意識* We-consciousness が欠除している。総理府の意識調査¹²⁾によっても、家庭における教育や躾の欠陥が67%で、社会状況の悪化とする57%を上廻っているのは家族の重要性を指摘していることを示しているものであり、奈良県においても1976年に県の行った青少年に関する県民を対象とした層化副次無作為抽出法による調査¹³⁾によると、シンナー遊びの防止対策では親の監督を望む者が43.7%、うち郡部は29%に比べて市部では51%と極めて多く、またスーパーマーケットなどでの問題のある行為（盗みなど）では年令別にみても各世代にわたって53乃至60%と最も多く親の監督を望んでいる。

第8表 スーパーでの問題行動

| スーパーでの問題行動の原因 | % | N |
|---------------|------|-----|
| 販売方法に問題がある | 28.2 | 179 |
| 親の監督 | 56.0 | 355 |
| 学校の指導 | 3.8 | 24 |
| 警察の取締り | 4.1 | 26 |
| その他、わからない | 7.9 | 50 |

(奈良県総務部)

これらは市部での親の放任に対する批判が強いこと、年令、未婚、既婚を問わず放任が非行を誘発することに関心が向けられているのを示している。親の監督を望む世論は非行少年発生原因の家庭環境が奈良県では72.8%まで放任であることからみても理解できる。

第9表 奈良県での非行少年発生原因

| 家庭環境 罪種別 | 家庭環境 | | | | | | 総 数 | 構 成 比 |
|-------------|--------|--------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|
| | 不 和 | 放 任 | 無 理 解 | 厳 格 | 過 保 護 | そ の 他 | | |
| 凶 悪 犯 | | 10 | | | | | 10 | 1.1 |
| 粗 暴 犯 | 7 | 54 | 3 | 1 | 3 | 6 | 74 | 8.3 |
| 窃 盗 犯 | 48 | 559 | 21 | 6 | 37 | 102 | 773 | 86.9 |
| 知 能 犯 | 1 | 14 | 1 | 1 | | 1 | 18 | 2.0 |
| 風 俗 犯 | | 4 | | | | | 4 | 0.5 |
| そ の 他 | | 7 | 3 | | | 1 | 11 | 1.2 |
| 総 数 | 56 | 648 | 28 | 8 | 40 | 110 | 890 | 100 |

(資料出所奈良県警)

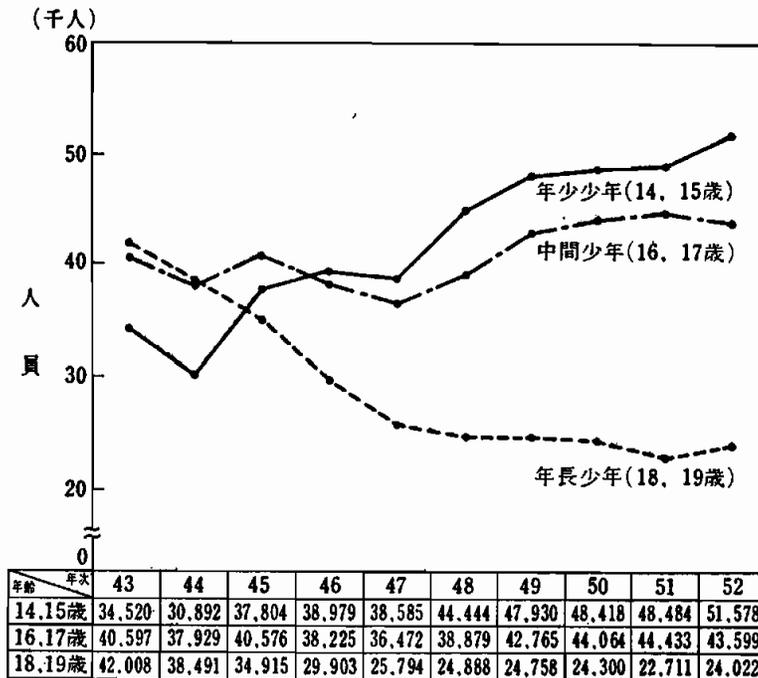
ソビエトの調査¹⁴⁾でも放任を非行原因とするものが80%あることを示しており、家庭の青少指導における重要性を考えさせる。

(4) 非行の低年令化

全国における過去10年間の非行少年の年令別補導人員¹⁵⁾をみると次の通りである。

年長少年は減少傾向にあり、中間少年は大体恒常を保っているのに対して年少少年は増加を続け、52年度は53年度の1.5倍となっている。奈良県においても年少少年が最も多く、次いで中間少年となっているが、49年度と51年度を除く各年は大差がみられない。

非行の低年令化は西村¹⁶⁾が現場の教護職員としての立場から発言しているように中間・年長少年層がそのままであり、低年令層が新興勢力として現われてきたのであって、従来



第1図 非行少年の年齢別補導（警察白書，昭53）

見過されていた部分に焦点が当てられたので決して事態が転換したのではないとするのは正しいと思われる。低年齢層の非行は彼の説くところによれば明治以来70%を占めてきたとする。

非行の低年齢化は gang age と極めて深い関係にあると考えられる。グループのリーダーのパーソナリティーによって社会規範から逸脱した行動をとる傾向は多くみられるところであって、現実には年少少年の非行が集団によって行なわれていることから説明できる。

次に奈良県下で昨年度補導の対象となった非行のなかで、これまで述べてきたことに該当すると思われる事例を挙げてコメントを付しておく。

事例 1

家出中の女子中学生 2 名が街頭で知り合った女子中学生 1 名の両腕にカミソリ刃とインクを使用して人名等をいれずみした。(52年 3月)

コメント

家庭の不和と放任，学業不振による劣等感が重複して家出となったケースであり，年少少年が生活，行動面で抑圧されたいたものをマス＝コミの刺激によって同年輩者にいれずみをするという極めて加虐的行動によって解消しようとした特異な事例といえる。

事例 2

シンナー等を常習吸引する少年 3 名が窃取する目的で深夜倉庫に侵入し，シンナー入りドラム缶を物色中警察官によって発見補導された。(52年 2月)

コメント

シンナー吸引は乱用防止の広報活動によって徐々に減少しつつあるが，家庭の放任によ

り両親は吸引常習者であることを知らず、友人に誘われて興味本位に吸引を始めていたようである。吸うと気持がよくなり、吸わないといられないという段階にまで与っており、犯意は全くみられない。意志の欠乏が顕著にみられる。同様のケースで、シンナーの入手難から駐車中の自動車からガソリンを抜き出してガソリンを吸入するという行動にまで発展しているものもある。

事例 3

少年61名が集団非行グループをつくり、県下をはじめ近畿2府2県にわたり空き巣ねらい、学校荒し、オーバイ盗等72件の非行を重ねていた。(52年3月)

コメント

低年齢化と集団による機動性非行の典型的なケースである。大集団の下に下位非行集団が構成され、リーダーの非行性によって徒党化された下位集団が互いに競争して非行を重ねていたものである。この informal な大集団が結成されていたのを学校、家庭ともに発見できなかったところに問題がある。

この稿作成に際して、奈良県警本部刑事部防犯課の御好意に謝意を表す。

註

1. 中等教育の歪みと青少年の諸問題. 拙稿：奈良大学紀要 第5号.
2. 少年補導の概況. 昭和52年度 奈良県警察本部刑事部防犯課.
3. 警察白書. 昭和52年版 P.111 警察庁.
4. 犯罪白書—時代の変遷と犯罪. 法務省法務総合研究所 昭51.
5. Toby, J. Affluence and adolescent crime. "Delinquency, Crime, and Social Process" (Cressay, D. R. & Ward, D. A. ed.) Harper & Row 1969.
トビーによれば社会的剝奪という従来の考え方は工業化の進んだ豊かな社会では説明できないとし、社会が豊かになれば、その豊かさを共通に所有したいという欲望を駆り立てられ、耐え難い欠乏感をもつようになるとする。つまり豊かさのもたらす欠乏感に悩み、都市化の影響に直撃されることになる。
6. 万引—この現代的非行, 犯罪と非行, vol. 34 1911 矯正福祉会.
7. 現代の非行の特徴とその背景. 中原尚一：ジュリスト556. 1974.
8. 社会病理学：大橋薫, 大藪寿一. 誠信書房1966.
9. 犯罪防止のための地域診断—府中プロジェクト：小川太郎, 柏熊岬二編 一粒社
10. Cohen, A. K. "Delinquent Boys": Culture of the Gang. Free Press 1955.
非行文化の形成はコーエンによれば一般社会に支配的な中産階級の価値観に対する全面的な拒絶であり、中産階級の価値観が支配する社会で下層階級の青少年がおち入る地位的 frustration からきた反動形式であり、地位への願望や、その達成手段の面で劣等感をもつ下層階級の青少年がその抑圧された心的葛藤を発散させ、代償的満足を得るための行動様式であるとする、しかしわが国の高度成長によって中産階級が普遍化され、事実非行青少年の出身はそのほとんどが中産階級であることからみても、コーエンの考え方は必ずしも現在のわが国には適応しないと思われる。
11. 少年非行と家族 星野周弘 教育社会学研究21. 1966.
12. 国政モニター意見調査. 総理府. 1972.
13. 青少年についての世論調査. 奈良県. 1976.
14. アメリカ社会とソビエト社会, ホランダール, P. 編 江藤則義訳編 鹿島出版会P33~60. 1972.
モスクワ, レニングラードでの調査によれば, 14才から18才の年齢層での非行が多く, 彼等の両親の25~30%が強度のアルコール中毒, 50%は家庭不和やけんかが絶えず, 7~10%は不品行な行動をし, 80%が放任に関係があるとされている。アルコール中毒を除けばわが国と大体同様の傾向

を示しているようである。

15. 警察白書、昭和53年度P.125.

16. 少年非行と指導教育—現場から見た問題点。西沢稔：書斎の窓 No. 263 有斐閣。

Summary

In this previous report the author discussed that low-educated youths who have been brought forth by the distortion of secondary education system tended to change their job frequently and often became delinquents.

Here the author takes up the state of occurrence of delinquency in Nara Prefecture and discusses the actual state of juvenile delinquency in this prefecture which has been urbanized rapidly.

In this prefecture the following points similar to the national tendencies are observed.

- (1) Pleasure seeking style delinquency
- (2) Increasing of juvenile delinquency in urban areas
- (3) Lowering of age entering delinquency